

資料3 - 2 - 1 主要19行に対する過去6年間の大蔵省検査の状況

銀 行 名	検 査 基 準 日	検 査 期 間	検 査 項 目
第 一 勧 業 銀 行	平成6年10月7日	39日間	自己資本、資産内容、経営管理、収益、流動性の状況等
さ く ら 銀 行	平成8年1月8日	41日間	〃
富 士 銀 行	平成7年1月6日	37日間	〃
東 京 三 菱 銀 行	平成9年8月15日	36日間	〃
あ さ ひ 銀 行	平成8年8月19日 平成4年10月13日	35日間 38日間	〃 〃
三 和 銀 行	平成7年8月18日	39日間	〃
住 友 銀 行	平成9年4月15日 平成6年1月7日	40日間 35日間	〃 〃
大 和 銀 行	平成10年2月23日 平成6年4月13日	31日間 28日間	〃 〃
東 海 銀 行	平成7年10月18日	40日間	〃
日 本 興 業 銀 行	平成8年10月16日 平成4年10月13日	36日間 33日間	〃 〃
日本長期信用銀行	平成8年4月16日	33日間	〃
日本債券信用銀行	平成9年4月15日 平成5年8月16日	47日間 31日間	〃 〃
三 井 信 託 銀 行	平成9年1月8日 平成5年10月15日	31日間 26日間	〃 〃
三 菱 信 託 銀 行	平成10年2月10日 平成6年10月14日	35日間 31日間	〃 〃
安 田 信 託 銀 行	平成9年10月17日 平成7年4月14日	37日間 30日間	〃 〃
東 洋 信 託 銀 行	平成7年4月14日	26日間	〃
中 央 信 託 銀 行	平成9年2月24日 平成6年6月1日	22日間 22日間	〃 〃
日 本 信 託 銀 行	平成9年8月15日 平成6年4月12日	25日間 22日間	〃 〃
住 友 信 託 銀 行	平成8年1月10日	26日間	〃

(注) 検査期間は、立入検査の実働日数(土、日を除く)。

* 平成10年8月26日 国会提出(衆議院・金融安定化に関する特別委員会)

資料3 - 2 - 2 主要行(17行)に対する検査・考査結果の概要について

主要行(17行)に対する検査・考査結果は下記のとおり。

記

1. 検査基準日：平成10年3月31日

2. 総与信の査定状況

分類(分類、 分類及び 分類としない資産)	344兆7,085億円
分類(個別に適切なリスク管理を要する資産)	43兆7,812億円
分類(最終の回収に重大な懸念が存在する資産)	5兆3,426億円
分類(回収不可能又は無価値と判定される資産)	3,756億円

検査基準日の総与信	394兆2,079億円
-----------	-------------

(注) 億円未満切り捨て

* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

* 平成11年1月29日 国会提出(衆議院・予算委員会)

資料3 - 2 - 3 主要行（17行）に対する検査・考査結果について

金融監督庁は、銀行法第24条などに基づき金融機関から本年3月期決算における自己査定結果の報告を受け、日本銀行と連携しつつ、主要行に対して、集中的な検査を実施した。その結果の概要は以下のとおり。（詳細は別添参照）

1. ^{*1} 総与信の査定結果（10年3月末、償却・引当後）

（単位：億円）

	分 類 状 況				総与信
当 局 査 定 (a)	3,447,085	437,812	53,426	3,756	3,942,079
^{*2} 自 己 査 定 (b)	3,501,146	401,970	37,718	^{*3} 1,245	3,942,079
(a) - (b)	▲ 54,061	35,842	15,708	2,511	-

（注）*1．総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

*2．「自己査定（b）」は、銀行法第24条で報告を受けた総与信の自己査定結果について、修正報告（誤謬等の訂正）を受けた後の計数。

*3．分類には、信託勘定の分類債権（1,180億円）が含まれている。

（参考）長銀・日債銀

（単位：億円）

	分 類 状 況				総与信
当 局 査 定 (a)	196,239	51,899	24,141	2,610	274,889
自 己 査 定 (b)	214,922	49,601	10,366	-	274,889
(a) - (b)	▲ 18,683	2,298	13,775	2,610	-

2 . 償却・引当の適切性 (10年3月末)

(単位：億円)

当局査定に基づく 償却・引当額	自己査定に基づく 償却・引当額	要追加償却・引当 額
		-
86,060	75,647	10,413

(注) 「当局査定に基づく償却・引当額」は、当局査定に、原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

(参考) 長銀・日債銀

(単位：億円)

当局査定に基づく 償却・引当額	自己査定に基づく 償却・引当額	要追加償却・引当 額
		-
16,387	8,064	8,323

* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

* 平成11年1月29日 国会提出(衆議院・予算委員会)

検 査 ・ 考 査 実 施 概 要

項 目	内 容
目 的 対 象 金 融 機 関	資産の健全性等に係る検査 17行 第一勧業、富士、東京三菱、さくら、三和、東海、あさひ 日本興業、安田信託、住友信託、中央信託、東洋信託 以上12行は金融監督庁実施 住友、大和、三菱信託、三井信託、日本信託 以上 5 行は日本銀行実施
立 入 実 施 期 間	7月24日から10月28日
1行当たり立入日数	20.8日
1行当たり投入人員	12.0人
1行当たり資産査定 債 務 者 数	9,806債務者
抽出率（金額ベース）	56.2% （注）自己査定で分類債権とされたものの全額と正常債権 で当局が指定した先を査定対象として抽出した。
分 類 の 定 義	分類 ： 分類 分類及び 分類としない資産 分類 ： 個別に適切なリスク管理を要する資産 分類 ： 最終の回収に重大な懸念が存在する資産 分類 ： 回収不可能又は無価値と判定される資産

* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

* 平成11年 1 月29日 国会提出（衆議院・予算委員会）

〔 別 添 〕

当局の指摘した事例は以下のとおり。

なお、指摘事項については、改善済み若しくは改善中である。

1. 自己査定態勢及び償却・引当態勢

【評価】 自己査定態勢及び償却・引当態勢については、概ね整備されているが、今後、更に充実・強化に努める必要がある。

【事務フロー】

自己査定から償却・引当までの事務処理としては、一般的に、1次査定を12月末を仮基準日として営業店が実施し、2次査定を本部審査部が実施した後、与信監査部等で2次査定を監査している。また、1月から3月の決算時までの修正を同様に行い、さらに、4～6月の後発事象で加味すべきものについて修正している。

この自己査定を踏まえ、償却・引当を行っている。なお、償却・引当には主計部、企画部等も関与している。

2. 自己査定基準

【評価】 自己査定基準については、その内容の一部に問題が認められたので、大半の銀行に改善を求めたが、総体としては当局の「資産査定について」通達に対応しており、概ね妥当である。

【主な問題点】

（指摘事例：各項目に該当する銀行は1行若しくは数行である。）

上場有配企業等の子会社の債務者区分を、子会社の財務内容等を勘案せずに親会社に準じた債務者区分を行う規程となっている。

要主意先について、その財務内容等を勘案せず、一律に将来の一定期間の収益返済を控除している。

破綻懸念先以下の債務者について、有価証券担保の時価から処分可能見込額を差し引いた額に対して分類にする規程となっていない。

3. 償却・引当基準

【評価】 償却・引当基準については、その内容の一部に問題が認められたので、大半の銀行に改善を求めたが、総体としては日本公認会計士協会の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に整合しており、概ね妥当である。

【主な問題点】

（指摘事例：各項目に該当する銀行は1行若しくは数行である。）

関連ノンバンク等の償却・引当に関しては、一般の取引先と異なる基準を適用し、その一部を償却・引当の対象外としている。

実質破綻先債権等の分類については、全額償却する規程となっていない。

貸倒実績率の算出に当たって、算出根拠となるデ－タの大半を異常値として除外している。

4. 自己査定の正確性

【評価】 自己査定の正確性については、関連会社や大口メイン先の分類誤り等、当局査定と自己査定が相違しているものが全行について認められた。

【主な問題点：各項目に該当する銀行は1行若しくは数行である。】

関連会社等について、その財務内容を勘案せずに、正常先、要注意先としたり、債務者区分を行わず「その他」としたりしている。

大口メイン先や他行関連会社等について、その財務内容を勘案せずに、非分類若しくは分類にとどめている。

債務者の信用格付制度に基づいて自己査定を行っているが、信用格付が適切に行われていない。

自己査定の仮基準日以降決算日までの時点修正が適切に行われていない。

(単位：億円、%)

					*1総 与 信
当局査定	3,447,085	437,812	53,426	3,756	3,942,079
*2自己査定	3,501,146	401,970	37,718	*3 1,245	3,942,079
-	▲ 54,061	35,842	15,708	2,511	—
- /総与信		0.9	0.4	0.1	—

(注) *1. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

*2. 「自己査定」は、銀行法第24条で報告を受けた総与信の自己査定結果について、修正報告(誤謬等の訂正)を受けた後の計数。

*3. 分類には、信保協定の分類債権(1,180億円)が含まれている。

● 分類の正確性

(当局査定と自己査定の ~ 分類の合計額の差額を総与信額で除した率)

(率)

(該当行数)

1.0%未満

5行

1.0 ~ 2.0 未満

7行

2.0以上

5行

5. 償却・引当の適切性

【評価】 償却・引当の適切性については、自己査定が正確に行われていないほか、償却・引当基準自体に問題が認められたことなどから、全行について償却・引当額の追加が必要であると認められた。

(単位：億円、%)

総 与 信	当 局 査 定 償却・引当額	自 己 査 定 償却・引当額	要 助 成 償却・引 当額 = -	不 足 率 /
3,942,079	86,060	75,647	10,413	0.26

(注) 「当局査定償却・引当額」は、当局査定に原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

● 償却・引当の適切性

(不足率)	(該当行数)
0.15%未満	7行
0.15 ~ 0.35未満	4行
0.35 以上	6行

6. ディスクロージャーの適切性

【評価】 不良債権(旧基準)については、若干の開示漏れ、区分誤り等が認められるが、概ね適切に開示されている。

リスク管理債権(新基準)のディスクロージャーについては、全銀協の統一開示基準により10年3月期から自主的に開示しているが、貸出条件緩和債権については、基準を各行が区々に定義しているため、統一性を欠く状況となっている。

【主な問題点】

(新基準)

貸出条件緩和債権の開示基準の例

スプレッド融資の場合、上乗せ金利が0%、0.125%等未満の場合のみ開示している。(各行が開示基準としているスプレッドは、0.0% ~ 0.375%の範囲に分布している。)

長・短期プライムレート基準融資の場合は、開示しない。

7. 自己査定結果の当局への報告の正確性（総与信の自己査定等の報告）

【評価】 大半の銀行で正確性を欠いた報告が認められた。

【主な問題点】

総与信に、不動産など与信と無関係なものを加算して報告しているものが認められた。

集計等の誤りが認められた。

総与信から一部の与信を除外して報告しているものが認められた。

（単位：億円）

					～ 計
自己査定の訂正報告	3,501,146	401,970	37,718	1,245	440,933
自己査定の当初報告	3,804,597	405,013	37,790	1,204	444,007
- 差 額	▲ 303,451	▲ 3,043	▲ 72	41	▲ 3,074

（注1）償却・引当後の総与信ベース

（注2）7月17日付で公表した資料では、 の 分類 1,204億円は欄外注記となっている。

8. 監査の改善・強化の必要性

【評価】 自己査定基準、償却・引当基準の誤りがあったほか、大半の銀行で償却・引当不足等が認められたため、内部監査の改善・強化はもとより、外部監査についても改善・強化のための具体的方策を講じる必要がある。

* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

* 平成11年1月29日 国会提出（衆議院・予算委員会）

〔 参 考 〕

1．関連ノンバンク等向け総与信の分類状況

2．自己査定による引当実績率の状況

3． 分類責権について

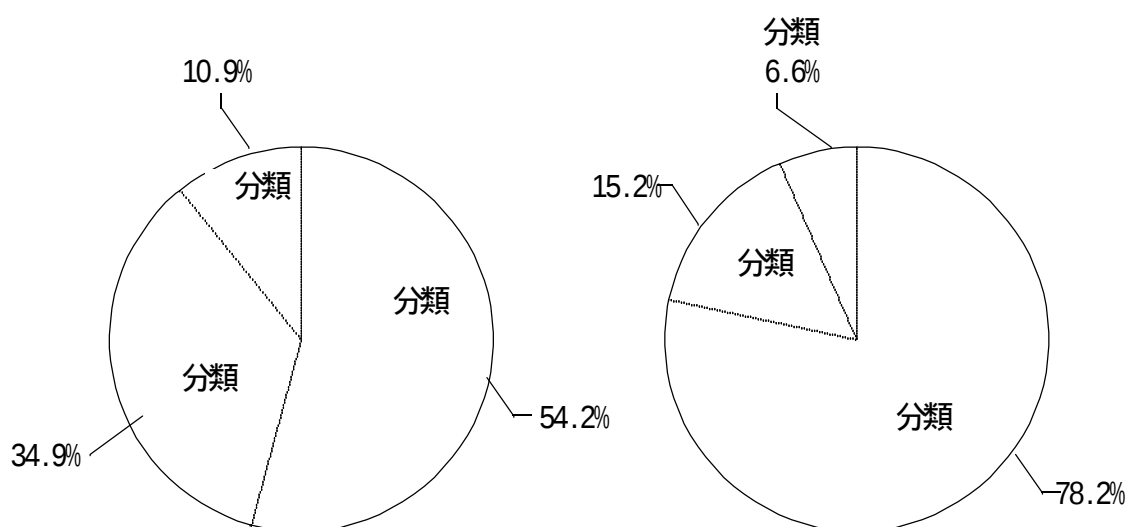
* 平成10年12月25日 発表、ホームページ掲載

* 平成11年 1月29日 国会提出（衆議院・予算委員会）

1. 関連ノンバンク等向け総与信の分類状況

本表の関連ノンバンク等とは、銀行の出資の有無に関わらず、銀行の支配下（設立経緯、出資、人的関係等）にあり、銀行の管理・支援を必要としている主な業況不芳な会社限定している。

償却・引当前であり、自己査定において必要な償却・引当は10年3月期において行われている。



主要行の関連ノンバンク等の分類債権
(~ 分類合計44,783億円)

主要行全体の分類債権
(~ 分類合計 562,101億円)

2. 自己査定による引当実績率の状況

一般貸倒引当実績率 正常先債権

平均	0.13 %
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
0.10%未満	6行
0.10 ~ 0.15未満	4行
0.15 以上	7行

要注意先債権

平均	1.59 %
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
1.50%未満	11行
1.50 ~ 2.00未満	3行
2.00 以上	3行

(注) 要注意先債権の半分程度は非分類債権(分類)である。

破綻懸念先 分類の引当実績率

平均	52.10%
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
45.0%未満	5行
45.0 ~ 55.0	7行
55.0 以上	5行

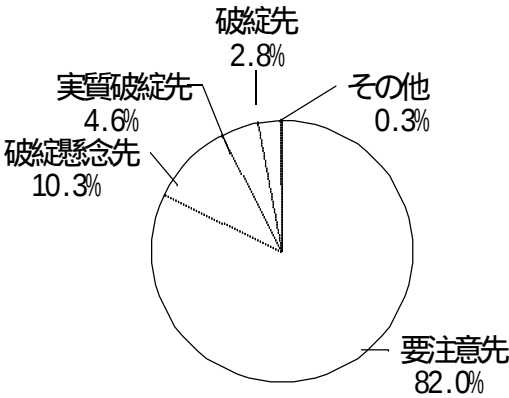
(注) 破綻懸念先の 分類については、一般貸倒引当とは異なり、個別債権毎に必要額を引き当てている。

3. 分類債権について

A 債務者区別の 分類債権の状況 (償却・引当前)

(単位：億円)

	分 類 額
要 注 意 先	360,941
破綻懸念先	45,407
実質破綻先	20,162
破 綻 先	12,238
そ の 他	1,231
合 計	439,979



B 上記要注意先 分類債権の開示及び保全状況 (償却・引当前)

(単位：億円)

	金 額	保 全 状 況	
		担保等により 保全されている部分	担保等により 保全されていない部分
破綻先	—	—	—
延滞先	4,439	1,220	3,219
3か月以上延滞先	5,982	2,644	3,338
貸出条件緩和先	21,056	3,153	17,903
統一開示基準対象先	31,477	7,017	24,460
非 開 示 先	329,464	77,578	251,886
合 計	360,941	84,595	276,346

資料3 - 2 - 4 地方銀行（64行）に対する検査・考査結果の概要について

地方銀行（地方銀行協会加盟行64行）に対する検査・考査結果は下記のとおり。

記

1．検査基準日：平成10年3月31日

2．総与信の査定状況

分類（ 分類、 分類及び 分類としない資産）	126兆 9,905億円
分類（個別に適切なリスク管理を要する資産）	15兆 8,079億円
分類（最終の回収に重大な懸念が存在する資産）	1兆 3,042億円
分類（回収不可能又は無価値と判定される資産）	1,343億円
検査基準日の総与信	144兆 2,445億円

（注）億円未満切り捨て

＊ 平成11年6月22日 発表、ホームページ掲載

資料3 - 2 - 5 地方銀行（64行）に対する検査・考査結果について

金融監督庁は、銀行法第24条等に基づき金融機関から平成10年3月期決算における自己査定結果の報告を受け、大蔵省財務局、日本銀行と連携しつつ、地方銀行（地方銀行協会加盟行64行）に対して、集中的な検査を実施した。その結果の概要は以下のとおり。（詳細は別添参照）

1．総与信の査定結果（10年3月末、償却・引当後）

（単位：億円）

	分 類 状 況				総与信
当 局 査 定 (a)	1,269,905	158,079	13,042	1,343	1,442,445
自 己 査 定 (b)	1,289,910	144,095	8,320	57	1,442,445
(a) - (b)	▲20,005	13,984	4,722	1,286	-

- （注）1．総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。
- 2．自己査定 (b)の 分類には、信託勘定の分類債権37億円が含まれている。

2．償却・引当の適切性（10年3月末）

（単位：億円）

当局査定に基づく 償 却 ・ 引 当 額	自己査定に基づく 償 却 ・ 引 当 額	要追加償却・引当 額
21,094	15,776	5,292

- （注）「当局査定に基づく償却・引当額」は、当局査定に、原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

* 平成11年6月22日 発表、ホームページ掲載

検 査 ・ 考 査 実 施 概 要

項 目	内 容
目 的	資産の健全性等に係る検査
対 象 金 融 機 関	64行 東北、七十七、足利、関東、横浜、北陸、南都、池田、広島、琉球 以上10行は金融監督庁実施 北海道、荘内、山形、東邦、群馬、武蔵野、千葉、北越、山梨中央、八十二、駿河、大垣共立、三重、百五、富山、福井、滋賀、泉州、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、阿波、百十四、福岡、西日本、親和、肥後、鹿児島 以上30行は大蔵省財務局実施 青森、みちのく、秋田、北都、岩手、常陽、千葉興業、東京都民、第四、十六、静岡、清水、北國、京都、大阪、山口、伊予、四国、筑邦、佐賀、十八、大分、宮崎、沖縄 以上24行は日本銀行実施
立 入 実 施 期 間	8月24日から12月21日
1行当たり立入日数	16.8日
1行当たり投入人員	9.1人
1行当たり資産査定 債 務 者 数	3,674債務者
抽出率（金額ベース）	56.1% （注）自己査定で分類債権とされたものの全額と正常債権で当局が指定した先を査定対象として抽出した。
分 類 の 定 義	分類 ： 分類、分類及び 分類としない資産 分類 ： 個別に適切なリスク管理を要する資産 分類 ： 最終の回収に重大な懸念が存在する資産 分類 ： 回収不可能又は無価値と判定される資産

* 平成11年6月22日 発表、ホームページ掲載

〔 別 添 〕

1. 自己査定の正確性

(単位: 億円, %)

					総 与 信
当 局 査 定	1,269,905	158,079	13,042	1,343	1,442,445
自 己 査 定	1,289,910	144,095	8,320	57	1,442,445
-	▲20,005	13,984	4,722	1,286	—
- / 総与信		1.0	0.3	0.1	—

(注) 1. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。

2. 自己査定の分類には、信託協定の分類資産37億円が含まれている。

● 分類の正確性

(当局査定と自己査定の ~ 分類の合計額の差額を総与信額で除した率)

(率) (該当行数)

1.0%未満 33行

1.0% ~ 2.0%未満 12行

2.0%以上 19行

2. 償却・引当の適切性

(単位: 億円, %)

総 与 信	当 局 査 定 償却・引当額	自 己 査 定 償却・引当額	要 助 償却・引 当額 = -	不 足 率 /
1,442,445	21,094	15,776	5,292	0.37

(注) 「当局査定償却・引当額」は、当局査定に原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

● 償却・引当の適切性

(不足率) (該当行数)

0.15%未満 31行

0.15% ~ 0.55%未満 20行

0.55%以上 13行

* 平成11年6月22日 発表、ホームページ掲載

〔 参 考 〕

1 . 自己査定による引当実績率の状況

2 . 分類責権について

* 平成11年6月22日 発表 ホームページ掲載

1. 自己査定による引当実績率の状況

一般貸倒引当実績率 正常先債権

平均	0.11 %
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
0.05%未満	11行
0.05%～0.15%未満	33行
0.15%以上	20行

要注意先債権

平均	0.94 %
----	--------

(引当実績率)	(該当行数)
0.50%未満	12行
0.50%～1.50%未満	39行
1.50%以上	13行

(注) 要注意先債権の半分程度は非分類債権(分類)である。

破綻懸念先 分類の引当実績率

平均	39.72 %
----	---------

(引当実績率)	(該当行数)
30.00 %未満	11行
30.00 %～ 50.00%未満	12行
50.00 %以上	41行

(注) 破綻懸念先の 分類については、一般貸倒引当とは異なり、個別債権毎に必要額を引き当てている。

2. 分類債権について

A 債務者区別の 分類債権の状況 (償却・引当前)

(単位: 億円)

	分 類 額	(構成割合)
要 注 意 先	132,665	(83.7%)
破綻懸念先	12,717	(8.0%)
実質破綻先	8,118	(5.1%)
破 綻 先	4,743	(3.0%)
そ の 他	73	(0.0%)
合 計	158,413	(100.0%)

B 上記要注意先 分類債権の開示及び保全状況 (償却・引当前)

(単位: 億円)

	金 額	保 全 状 況	
		担保等により 保全されている部分	担保等により 保全されていない部分
破綻先	—	—	—
延滞先	925	491	424
3か月以上延滞先	1,130	565	540
貸出条件緩和先	7,512	2,913	4,574
統一開示基準対象先	9,640	4,017	5,595
非 開 示 先	122,994	50,429	72,541
合 計	132,665	54,472	78,165
(構 成 割 合)	(100.0%)	(41.1%)	(58.9%)

資料3 - 2 - 6 第二地方銀行に対する検査・考査の実施状況について

金融監督庁	大蔵省財務局	日本銀行	合 計	立入実施期間	1行当たり立入日数	1行当たり投入人員
13 (6)	28 (10)	19 (19)	60 (35)	平成10年10月 ~ 平成11年5月	17.2日	8.0 人

(注1) 検査・考査着手済銀行数。()は内書で、検査・考査結果通知済銀行数。

(注2) 1行当たり立入日数及び投入人員については、検査・考査結果通知済銀行の平均を記載。

資料3 - 4 - 1 証券会社等に対する検査の実施状況について

業 態	金融監督庁	大蔵省財務局	合 計	立入実施期間	1社あたり実働人員
証券会社	17 (11)	75 (49)	92 (60)	平成10年7月 ～ 平成11年5月	48.7人日
証券投資信託会社 投資顧問業者	5 (-)	11 (7)	16 (7)	平成10年10月 ～ 平成11年5月	8.7人日

(注1) 検査・考査着手済会社数。()は内書で、検査結果通知済みの会社・業者数。

(注2) 支店合同検査があるため、1社あたり実働人員を記載。なお、実働人員については、検査結果通知済みの会社・業者の平均を記載。